

「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」

令和 7 年 3 月

魚沼農業協同組合

当組合は、L P ガス業界の商慣行の見直しに向けて令和 6 年 4 月 2 日に公布された「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」につきまして、引き続き、法令やガイドラインを遵守し、L P ガスがお客様に信頼されるエネルギーとなるよう保安の高度化、サービスの向上にこれまで以上に努めてまいります。

＜基本的理念＞

1. お客様との信頼関係の構築

当組合は、保安の確保、安定供給を図りながら、お客様の不利益となるような営業活動はせず、お客様のニーズに合った生活提案を行い、特に以下の 3 点に掲げる規制について留意して遵守することで、お客様との一層の信頼関係構築に努めます。

- (1) 過大な営業行為の制限
- (2) 三部料金制の徹底
- (3) L P ガス料金の情報提供

2. その他の関係者との信頼関係の構築

当組合は、お客様との信頼関係を構築する上で不可欠な職員教育を徹底し実践するとともに、取引先等すべての関係者に対して上記 1. の内容を理念として明示し、共有を図り、信頼関係構築の基盤整備を行います。

併せて、職員を含むすべての関係者に対して、液化石油ガス法等関係する法令の遵守と周知を行います。

3. 社会への貢献

当組合は、L P ガスの社会的重要性と役割を再認識したうえで、防災・減災を視野に入れた供給設備の設置、そしてお客様のニーズに則した省エネ機器の提案・設置を行うことで、自らの事業活動の維持・発展を図ります。

併せて、カーボンニュートラルへの対応など社会への貢献も念頭に事業活動を行います。

以上